

○檜葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

令和4年12月9日条例第24号

檜葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内の太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定めることにより、事業者による適正な設置や管理を促すとともに、自然環境、良好な景観及び生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその他附属設備で、定格出力10キロワット以上のものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 事業者 太陽光発電設備を設置する者及び発電事業を行う者をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 行政区 檜葉町行政区設置条例（昭和60年檜葉町条例第1号）第2条に規定する区域をもって組織する団体で、事業区域が所在する区域に係るものをいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地の所有者並びに事業区域の境界から100メートル以内の範囲に存在する家屋の所有者及び居住者をいう。なお、事業区域の境界から100メートル以内の範囲に農地が存在する場合は、当該農地と同一農業用水利系統区域の土地所有者及び耕作者も含むものとする。
- (6) 地権者 太陽光発電設備を設置する土地の所有者
- (7) 太陽光発電設備の工事 太陽光発電設備の設置に係る工事をいい、事業区域内における杭打ち等の工事を含むものとする。

(町の責務)

第3条 町は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業の実施にあたっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに

に、自然環境等の保全及び災害発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業の実施にあたり、事業が地域に与える影響を考慮し、地域との調和を保つよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、第1条に定める目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(地権者の責務)

第6条 地権者は、所有する土地を太陽光発電事業に供するにあたり、近隣関係者に与える影響を考慮し、自らが説明や報告に努めるものとする。

(事前協議及び関係法令に係る手続等の報告)

第7条 事業者は、町内において太陽光発電事業を行おうとするときは、町関係機関及び関係行政機関等と事前協議を行うとともに、規則で定めるところにより、関係法令に係る手続等の状況を町長に報告しなければならない。

(近隣関係者への説明等)

第8条 事業者は、前条の規定による報告を行った後、近隣関係者に対して、戸別訪問等により事業の施行等について説明を行うものとする。ただし、事業による影響が軽微で町長が説明等を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の説明等を行う前に、太陽光発電設備の工事に着手してはならない。

3 事業者は、第1項の説明等により、近隣関係者の理解を得るよう努めるものとする。

4 町長は、必要があると認めるときは、近隣関係者の意見を聴くことができる。

(行政区への説明会等)

第9条 事業者は、第7条の規定による報告を行った後、行政区に対して、事業の施行等について説明会等を行わなければならない。ただし、事業による影響が軽微で町長が説明会等を要しないと判断するときは、この限りでない。

2 事業者は、町長が前項の説明会等を要すると判断するときは、これを行う前に、太陽光発電設備の工事に着手してはならない。

3 事業者は、第1項の説明会等により、行政区の理解を得るよう努めるものとする。

4 町長は、必要があると認めるときは、行政区の意見を聴くことができる。

(太陽光発電設備の設置届及び受理)

第10条 事業者は、太陽光発電設備の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を町長に届け出て、受理されなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地。第14条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 太陽光発電設備の設置場所及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 近隣関係者への説明等に係る報告書
- (6) 行政区への説明会等に係る報告書
- (7) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項又は前項の規定による届を審査し、不備等がないときには、これを受理するものとする。

（太陽光発電設備の廃止等）

第11条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備の廃止については、撤去費用を積み立てる等、計画的な資金確保に努めるとともに、関係法令に基づき、太陽光発電設備を放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。

（報告及び立入調査等）

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。なお、太陽光発電設備の設置後及び廃止後における確認等の場合も同様とする。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導、助言及び勧告）

第13条 町長は、自然環境等の保全、災害の防止その他この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が、第7条及び第10条の規定による届出を行わず事業を実施したとき。
- (2) 事業者が、太陽光発電設備の適正な管理を怠り、事業区域の内外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれのあるとき。
- (3) 事業者が、自然環境等の保全又は災害の防止に重大な影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 事業者が、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (5) 事業者が、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 事業者が、前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第14条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名、住所、当該勧告の内容及び規則で定める事項を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、条例の施行の日以降に太陽光発電設備の設置工事に着手する事業について適用する。